

公立大学法人沖縄県立看護大学  
過半数代表者の選出手続等に関するガイドライン

(趣旨)

**第1条** このガイドラインは、労働基準法（以下、「労基法」という。）に基づく各労使協定を締結するため、公立大学法人沖縄県立看護大学（以下、「本学」という。）における、別表1に掲げる非常勤を含む教員及び職員（以下、「職員」という。）の過半数を代表する者（以下、「過半数代表者」という。）の選出手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(過半数代表者候補者の資格)

**第2条** 過半数代表候補者（以下「候補者」という。）は、職員のうち別表2に掲げる職員を除いた者でなくてはならない。

(過半数代表者の選出)

**第3条** 過半数代表者の選出は、職員の投票により行う。

2 過半数代表者は、職員の過半数の得票を得た者に決定する。

(候補者の届出)

**第4条** 候補者は、職員5名以上（候補者を除く）の推薦による自薦若しくは他薦とする。

2 候補者の届け出については、自薦の場合は別表3の様式により事務局総務課（以下、「事務局」という。）に届け出るものとし、他薦の場合は別表4の様式により事務局に届け出るものとする。

3 候補者の届出の日時は、令和7年8月4日から8月12日まで（土曜日、日曜日、祝祭日は除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(選挙)

**第5条** 事務局は、令和7年8月15日に候補者を本学ホームページに掲示するとともに、選挙人資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成し、職員あてメール等にて告示する。

2 候補者への投票は、令和7年8月18日から8月27日までに、本学のホームページ内のポータルサイトの「お知らせ」に掲示するフォームズ（MICROSOFT FORMS。以下「フォームズ」という。）より投票する方法により行う。

3 立候補者が複数名の場合は、立候補者のうち信任する1名の氏名を、第2項で指定するフォームズにより選択する方法で行い、最多得票者1名を過半数代表者とする。

4 立候補者が1名の場合は、過半数代表者選出不信任について、第2項で指定するフォームズにより信任投票を行う。なお、信任する場合も投票することはできるものとする。

5 上記3において、得票数が同数の場合は、事務取扱者がくじにより1人を選定して過半数代表者とすることを公示した後、7日以内に有権者の半数に達する異議申し立てがない場合は、その公示された者を過半数代表者とする。

(選挙の特例)

**第6条** 職員は、通信の不具合等により前条第2項の方法による投票ができない場合に限り、申し出により別表5又は別表6の投票用紙による郵便投票を行うことができる。また、非常勤講師においては、郵便投票とする。

2 郵便投票は次の手順により行う。

- (1) 投票用紙は、氏名を記載した封筒に入れて封緘すること。
- (2) 前号の封筒は、別の封筒に入れ「投票用紙在中」と朱書きし、事務局へ郵送すること。
- (3) 郵便での投票は令和7年8月27日までに事務局へ届いたものを受け付けるものとし、8月28日以降に届いた場合は、投票をしなかったものとみなす。

3 事務局は、職員に対して投票用紙を交付するときは、資格者名簿に交付を記録するとともに、前条第2項の方法による投票の対象者から除外するものとする。

4 事務局は、郵便による投票があった場合、投票用紙を厳封した封筒は開封せずに、開票の時まで厳重に保管しなければならない。

(結果の報告等)

**第7条** 事務局は、投票期間終了後、即時開票し、開票当日から1週間の間、その結果を本学ホームページに掲示するものとする。

(過半数代表者の責務)

**第8条** 過半数代表者は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 労基法第24条第1項ただし書に定める協定（賃金控除に関する協定）の締結
  - (2) 労基法第34条第2項ただし書に定める協定（休憩時間の一斉付与原則の適用除外に関する協定）の締結
  - (3) 労基法第36条第1項に定める協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の締結
  - (4) 労基法第38条の3第1項に定める協定（専門業務型裁量労働制に関する協定）の締結
  - (5) 労基法第39条第4項に定める協定（年次有給休暇の時間単位付与に関する協定）の締結
  - (6) 労基法第39条第6項に定める協定（年次有給休暇の計画的付与に関する協定）の締結
  - (7) 労基法第90条に定める協定（就業規則作成及び改廃における意見聴取に対する書面）の締結
  - (8) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第6条第1項ただし書及び第12条第2項に定める協定（育児・介護休業の対象から除外する労働者の協定）の締結
  - (9) 労基法その他関連諸法令において過半数代表者の責務として規定されている事項
- 2 前項各号に定める事項を遂行するにあたって、過半数代表者は職員の意見を広く反映したものになるよう努めるものとする。

(過半数代表者補佐の選任)

**第9条** 過半数代表者は前条の責務を全うするため、職員のうち別表2に掲げる者を除く職員から、その業務を補佐する者（過半数代表者補佐）を1名以上指名することができる。

(過半数代表者の任期)

**第10条** このガイドラインにより選出された過半数代表者の任期は、令和8年3月末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。  
(不利益扱いの禁止)

**第11条** 職員は、過半数代表者であること、過半数代表者になろうとしたこと又は代表者として正当な行為をしたこと、過半数代表者補佐であることを理由として不利益な扱いを受けることはない。

(事務)

**第12条** この業務に関する事務は、事務局総務課で処理する。

#### 附 則

- 1 このガイドラインは、令和7年7月30日から施行する。

別表1（第1条関係）

過半数代表者の選出に伴う選挙人資格者

|                |
|----------------|
| 研究科長           |
| 学生部長           |
| 附属図書館長         |
| その他の専任教員       |
| 事務局総務課長        |
| 事務局学務課長        |
| その他の事務職員       |
| 非常勤職員（非常勤講師含む） |
| 学校医            |

別表2（第2条、第9条関係）

監督又は管理の地位にある者

|         |
|---------|
| 学長      |
| 学部長     |
| 研究科長    |
| 学生部長    |
| 附属図書館長  |
| 事務局長    |
| 事務局総務課長 |
| 事務局学務課長 |